

労働者協同組合活用促進モデル事業のご案内

厚生労働省雇用環境・均等局
勤労者生活課

令和6年3月

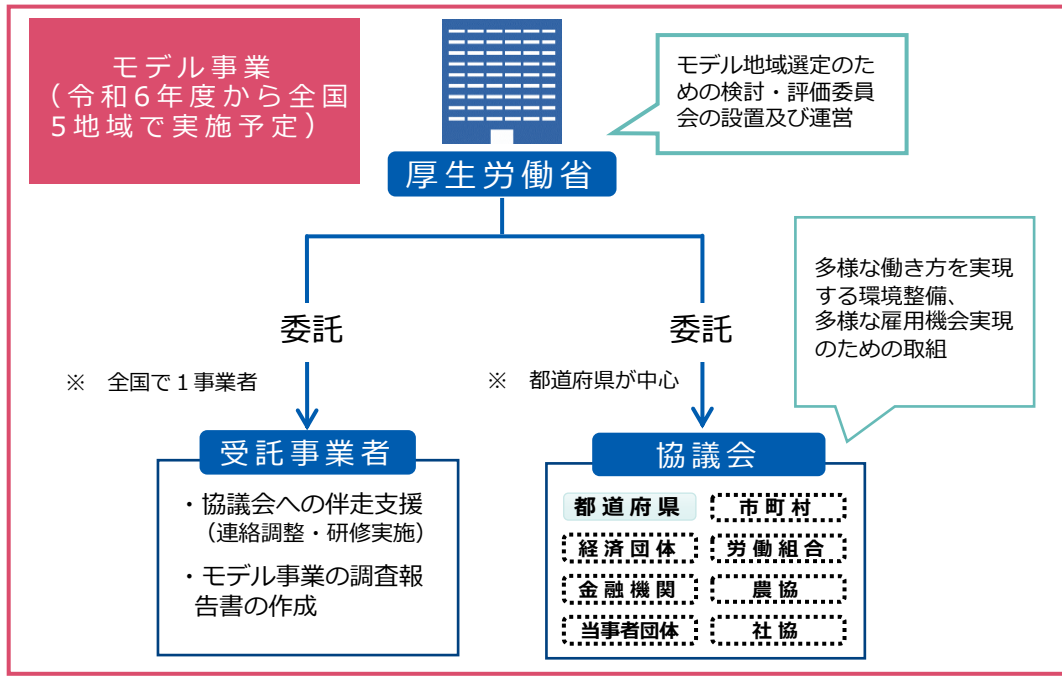
労働者協同組合活用促進モデル事業の概要

1 事業の目的

- 労働者協同組合の活用を通じ、地域課題に対応し、人材不足に悩む地域に必要な担い手を確保しつつ、個々の事情に応じ 多様な働き方が可能となる環境を整備し、働きづらさを抱える方々（ひきこもり経験者等）や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会を創出することを目的とし、創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図るもの。
- ※ 労働者協同組合：令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

2 事業の内容・スキーム・実施主体等

- 国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会において、都道府県が中心となり、市町村や地域の経済団体、当事者団体、農協等の団体との連携・協力を通じ、労働者協同組合を活用して、①多様な働き方が可能となる環境整備や②働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会を創出する。
- 受託事業者は、協議会に対して、専門的知見に基づき、助言や相談等を通じた伴走支援を実施するとともに、国において他の地域への横展開に活用できるよう、本モデル事業を通じて得られた結果をまとめ、報告書を作成する。
- そのほか、国において、モデル地域選定等のために検討・評価委員会を設置し、運営を行う。



- ### 【モデル地域の協議会で実施する事業の例】
- ① **労協活用に向けた相談窓口設置**
労協活用を検討する個人や自治会等からの相談を受付（電話及びメール）
 - ② **多様な雇用機会創出のための講習会・ワークショップ**
 - ・労協を活用した地域の担い手確保を検討している個人や自治会等への講習会
※ 行政書士会や司法書士会と連携した講師確保
 - ・講習会に参加した個人等に対して、より少数数でのワークショップを実施
 - ③ **労協とのマッチング支援（面接会の開催、情報発信等）**
 - ・中高年齢層の活躍の場を検討している企業や中高年齢層の労働者とのマッチング
 - ・地域おこし協力隊とのマッチング
 - ・民間企業等で働く副業・兼業希望者とのマッチング
 - ④ **多様な働き方実現のための講習会・ワークショップ**
 - ・働きやすさ、働きがいの改善のための雇用管理改善講習会
※ 社労士会と連携して講師確保
 - ・労協を活用して働きづらさを抱えた方々の継続的就労や意見反映を適切に図るための講習会
※ 社会福祉協議会と連携して講師確保

労働者協同組合活用促進モデル事業（実施方法：委託）のポイント

国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、①個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、②働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図るもの。

（１）委託先は協議会、全国５地域

委託先は、都道府県に設置される協議会。予算上は全国で５地域を選定予定。

協議会は都道府県を必須構成委員として、以下から少なくとも２つ以上を含むことを要件。

- ① 1以上の市町村、②対象地域内の労働者協同組合又は労働者協同組合連合会、③②以外の協同組合（農協、労金、生協等）、④経済団体（中小企業団体、商工会議所等）⑤労働関係団体、⑥その他地域関係者（社協、士業団体、NPO支援団体等）

（２）費用は国が負担（約600万円）

1協議会当たり、3カ年平均して1年度あたり約600万円（税抜）。

（３）協議会の事務の一部を再委託可能

再委託可能な範囲は、委託契約金額の2分の1未満（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分の再委託は不可）。

（４）取組期間は令和9年3月末日まで

国庫債務負担行為を用いて、令和8年度まで3カ年での実施（令和7年度での追加募集はない予定）。

（５）専門的知識を有する団体からの伴走支援

国からの委託を受けた事業者が、専門的知見に基づき、協議会に対する助言や相談等を通じた伴走支援を実施。

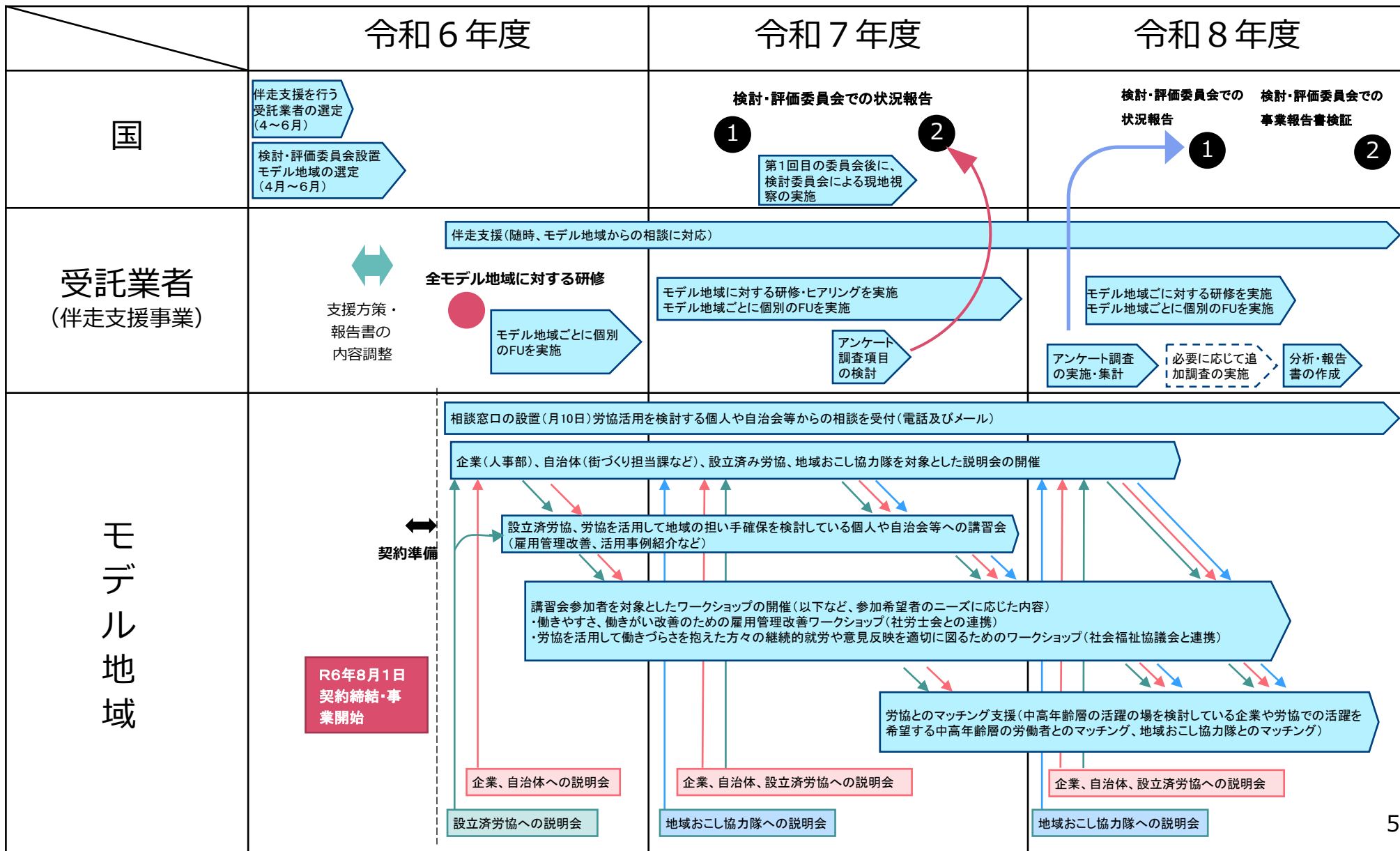
参考資料



モデル事業における具体的な取組イメージ

区分	具体的イメージ
委託費で措置する経費 対象	<ol style="list-style-type: none"> ① 労協活用促進のための相談窓口の設置（相談員の設置、設備等） 労協活用を検討する個人や団体、自治体、企業等からの相談を受ける窓口の設置（電話及びメール） ② 多様な雇用機会創出のための講習会・ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ・ 労協を活用した地域の担い手確保を検討している個人や自治会や地域づくり団体、任意団体等への講習会 <ul style="list-style-type: none"> ※ 既に設立された労協や行政書士会や司法書士会と連携した講師派遣 ・ 講習会に参加した個人等に対して、より少人数でのワークショップを実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 合計3回を想定（座学だけではなく労協の現場見学も検討） ③ 労協とのマッチング支援（面接会の開催、情報発信等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 中高年齢層の活躍の場を検討している企業や労協での活躍を希望する中高年齢層の労働者とのマッチング ・ 県庁内や県内の市町村の担当課（生活困窮者支援部局等）と連携した求職者とのマッチング ・ 委嘱期間終了後に活動地域で更なる取組を希望する地域おこし協力隊とのマッチング ・ 民間企業等で働く副業・兼業希望者とのマッチング ④ 多様な働き方実現のための講習会・ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きやすさ、働きがいの改善のための雇用管理改善講習会 ※ 社労士会と連携して講師を派遣 ・ 労協を活用して働きづらさを抱えた方々の継続的就労や意見反映を適切に図るための講習会 ※ 社会福祉協議会との連携 ⑤ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関、関係団体（農協、森林組合等）、地域金融機関等と連携し、他の政策との相乗効果を得た、更なる労協活用策の検討・実施（例：荒廃した山林の整備、空き屋） ・ 労協活用を見据えて、地域で必要な担い手確保をするための実務的な講座の開催
委託費で措置する経費 対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の策定に当たって必要となるニーズ・シーズ調査に係る経費 ・ 都道府県、市町村等又は経済団体特有の取組に係る経費 例：HPでの法律内容の掲示、パンフレット等の広報媒体を関係団体等へ配布・掲示 県庁内での理解向上のための横断的な説明会 県内市町村向けの制度概要の説明会、県民、NPO、自治会向けの制度概要の説明会 県民向けパンフレットの作成 ・ 都道府県、市町村等又は経済団体により従来より行われる取組の単純な振替に当たる経費

モデル事業における3カ年実施イメージ（令和6年度～令和8年度）



労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

令和4年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

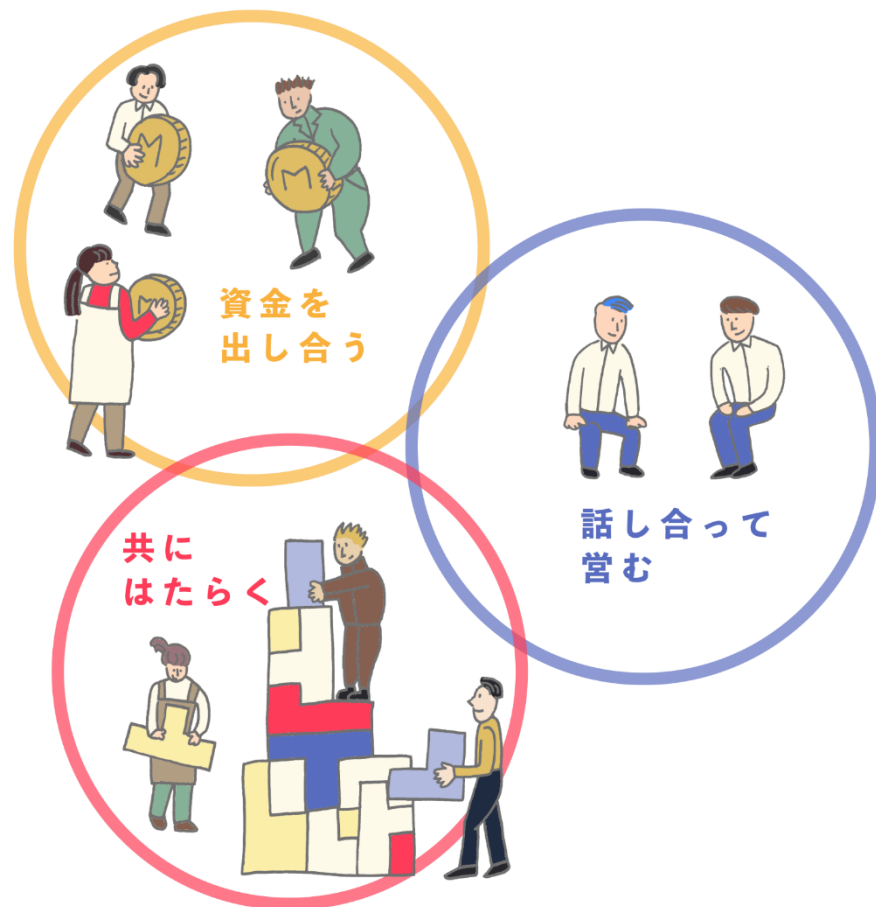
この法律では、労働者協同組合は、
以下（1）から（3）の基本原則に従い、
持続可能で活力ある地域社会に資する事業を
行うことを目的とするよう定めています。

基本原則

（1）組合員が出資すること

（2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

（3）組合員が組合の行う事業に従事すること



労働者協同組合の設立状況（概要）

令和6年2月29日時点で1都1道2府25県で計74法人が設立されています。

※ 北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

※ うち、都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は6法人

分野の例

- ・ キャンプ場の経営
- ・ 葬祭業、成年後見支援
- ・ メディア制作体験
- ・ 地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・ カフェ、フェスティバル運営
- ・ 高齢者介護
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 子育て支援
- ・ 障害福祉
- ・ 清掃、建物管理
- ・ 家事代行

新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更
→11法人
NPO法人からの組織変更
→2法人

組織変更
13

新規設立
61

「放置された荒廃山林を整備し、
キャンプ場を経営」

CampingSpecialist労働者協同組合
(三重県四日市市)



「移住者や地元出身者による
地域の困りごとの解決」

東白川村労働者協同組合
(岐阜県加茂郡東白川村)



「経験豊かな高齢者が
いきいきと働ける場づくり」

労働者協同組合上田
(長野県上田市)



「自分たちが理想とする
より良いケアの追求」

労働者協同組合うつわ
(大阪府大阪市)

